

丸亀市避難行動要支援者登録制度について

この制度は、災害時に自力で避難することが困難で、避難支援を必要とする高齢者や障がいがある人など（避難行動要支援者）が、災害時に地域での助け合いによる避難誘導などの支援が受けられるような体制を整備することを目的としています。

避難



せいど しく 制度の仕組み

①登録申請書兼個別避難計画の送付
(情報提供の意思確認)

②登録申請書兼個別避難計画の返送
(登録希望・情報提供の意思表示)

③情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿等の情報提供

④日頃の見守り活動・災害時の避難支援や安否確認など

地域との関わり

相談・報告等

災害時は人命の保護を最優先するため、不同意の方や同意の意思表示をしていない方でも情報を提供

まるがめし
丸亀市

ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者

ひなんしえんとうかんけいしゃ
避難支援等関係者

警察、消防、自主防、コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、避難支援者

など

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ たいしょうしゃ 避難行動要支援者名簿の対象者は？

丸亀市では、次のいずれかに該当する方を、避難行動要支援者名簿の登録対象者としています。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 75歳以上の一人暮らしで要介護1以上の方 または 75歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護1以上の方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の方
(心臓又は腎臓障害のみ該当の方は除く。)
- ④ 療育手帳㊦またはAの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑥ ①～⑤に準じる状態にあり、災害時の支援や日頃からの見守り等が必要と認められる方
(一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、難病患者など)

※対象にならない方※

- ・施設等へ入所している方
- ・長期入院している方
- ・避難等において家族等の支援が受けられる方

登録からの流れ

名簿の登録・
登録申請書（わたしの避難計画）の送付

新たに対象となり名簿に登録された方に対し、市から登録申請書様式を送付します。

登録申請書（わたしの避難計画）の提出

名簿への登録の希望や情報提供に同意する・しないに関わらず、登録申請書（わたしの避難計画）に記入し、市へご提出ください。

避難支援等関係者への情報提供

提供された情報をもとに、登録内容の確認等のため、地域の民生委員等がお伺いすることがあります。

登録内容の更新

登録内容に変更があった場合は、登録（変更）申請書を市へご提出ください。（随時受付しています）

個別避難計画を作成しましょう！

わたしの避難計画
（登録（変更）申請書兼個別避難計画）

○「個別避難計画」とは

災害の発生に備えて、避難支援者（※）の情報や、どこに避難するかなど、災害時の対応について事前に考え、整理しておくために作成する計画のことです。災害が起きた時の避難について、ご家族や近所の方、避難支援者の方などと話し合っておきましょう。

※「避難支援者」…災害時に避難誘導等にご協力いただく方のこと

○ 注意してほしいこと

避難行動要支援者
ご自身・ご家族等

- ・「避難支援者」はご自身やご家族で探していただき、ご本人の了承を得たうえで「わたしの避難計画」に記入してください。
- ・避難行動要支援者名簿に登録すること、および避難支援等関係者へ名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意することによって、災害時の支援が必ず行われることが保証されるものではありません。

避難支援等関係者
・避難支援者

- ・避難支援等関係者や避難支援者が、避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。ご自身やご家族等の安全を最優先とし、できる範囲で避難支援にご協力ください。
- ・名簿等の情報提供を受けた避難支援等関係者は、法律に基づく守秘義務があります（支援者でなくなった後も同様です）。

地域みんなで
災害に備えましょう！



丸亀市ホームページ

申請書等を
ダウンロード
できます！



【お問い合わせ先】

丸亀市 福祉課 (0877) 24-8873
高齢者支援課 (0877) 24-8831
危機管理課 (0877) 25-4006
消防本部防災課 (0877) 25-4005